

# 誓 約 書

私は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第31条の23において準用する同法第4条第1項第1号から第9号に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は法第4条第1項第2号イからワに掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 6 法第31条の25第1項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 8 法第4条第1項第6号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の同号の公示の日前60日以内に役員であった者で当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 9 法第4条第1項第6号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る特定遊興飲食店営業を承継させ、若しくは分割により当該特定遊興飲食店営業以外の特定遊興飲食店営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の同号の公示の日前60日以内に役員であった者で当該分割の日から起算して5年を経過しないもの

のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

福岡県公安委員会 殿

法人所在地

法人名称

役員氏名